

掛川市告示第78号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月23日

掛川市長 松 井 三 郎

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における肢体不自由の級別が1級の者に限る。）

イ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

附 則

この告示は、公示の日から施行する。